

福井県報

第 127 号
令和 3 年
1月12日(火)
火曜日発行

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(四・長寿福祉課)……………一
 - 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(五・同)……………二
 - 介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退(六・同)……………二
 - 小型機船底びき網漁業のうち貝けた網漁業における許可または起業の認可をすへき船舶等の数および申請期間(七・水産課)……………三
 - 福井県知事管理漁獲可能量の設定(八・同)……………三
 - 越前地域森林計画の樹立および若狭地域森林計画の変更(九・森づくり課)……………三
 - 保安林の指定の予定(一〇・一一・同)……………三
 - 保安林の指定の解除の予定(一二・同)……………四
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了(二件・都市計画課)……………四
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(会計課)……………五
- ### 教育委員会規則
- ※福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(一・教職員課)……………六
- ### 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(一)……………七
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(二)……………七
 - 政治団体の解散の届出(三)……………八
 - 個人演説会等の施設の指定事項の異動(四)……………八

告示

福井県告示第4号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業者の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。
 令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

- 一 事業所の名称 さくらんぼ介護株式会社
- 二 事業所の所在地 三方郡美浜町山上53-21
- 三 事業者の名称 さくらんぼ介護株式会社
- 四 廃止届出受理年月日 令和2年11月12日
- 五 廃止日 令和2年12月31日
- 六 サービスの種類 訪問介護
- 七 介護保険事業所番号 1872100100
- 一 事業所の名称 坂井地区医師会霞みの郷訪問看護ステーション
- 二 事業所の所在地 坂井市丸岡町八ヶ郷21-7-1
- 三 事業者の名称 一般社団法人坂井地区医師会
- 四 廃止届出受理年月日 令和2年11月24日
- 五 廃止日 令和2年12月31日
- 六 サービスの種類 訪問看護
- 七 介護保険事業所番号 1861790028
- 三 事業所の名称

令和3年1月12日(火)		福井県報第127号	
2	宮崎病院 事業所の所在地 坂井市三国町北本町2-2-6	3	事業者の名称 医療法人慈風会 宮崎病院
4	廃止届出受理年月日 令和2年11月26日	5	廃止日 令和3年1月1日
6	サービスの種類 短期入所療養介護	7	介護保険事業所番号 1811715133
四1	事業所の名称 くつろぎの家	2	事業所の所在地 大野市中掘12-17
3	事業者の名称 社会福祉法人光明寺福祉会	4	廃止届出受理年月日 令和2年11月30日
5	廃止日 令和2年12月31日	6	サービスの種類 通所介護
7	介護保険事業所番号 1870500525	五1	事業所の名称 アスピカ訪問介護センター
2	事業所の所在地 越前市新保町20-31	3	事業者の名称 株式会社アスピカ
4	廃止届出受理年月日 令和2年12月14日	5	廃止日 令和2年12月31日

- 6 サービスの種類
訪問介護
- 7 介護保険事業所番号
1870300918

福井県告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

- 令和3年1月12日
福井県知事 杉本 達治
- 1 事業所の名称
坂井地区医師会霞みの郷訪問看護ステーション
- 2 事業所の所在地
坂井市丸岡町八ヶ郷21-7-1
- 3 事業者の名称
一般社団法人坂井地区医師会
- 4 廃止届出受理年月日
令和2年11月24日
- 5 廃止日
令和2年12月31日
- 6 サービスの種類
介護予防訪問看護
- 7 介護保険事業所番号
1861790028

福井県告示第6号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定の辞退があったので、同法第115条の規定により、次のとおり公示する。

- 令和3年1月12日
福井県知事 杉本 達治
- 1 事業所の名称
宮崎病院
- 2 事業所の所在地
坂井市三国町北本町2-2-6

- 3 事業者の名称
医療法人慈風会 宮崎病院
- 4 辞退出受理年月日
令和2年11月26日
- 5 辞退日
令和3年1月1日
- 6 サービスの種類
介護療養型医療施設
- 7 介護保険事業所番号
1811715133

福井県告示第7号

福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号）第11条第1項の規定に基づき、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項により定める漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）に規定する小型機船底びき網漁業のうち貝けた網漁業につき、制限措置のうち許可または起業の認可をすべき船舶等の数および申請すべき期間を次のとおり定めたので、公示する。

令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数
16
- 2 許可または起業の認可を申請すべき期間
令和3年2月1日から令和3年3月1日まで
- ただし、申請者は高浜町和田地域およびおおい町大島地域に住所を置く者に限る。

福井県告示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじおよびまあじ対馬暖流系群の知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

- 第1 まあじ
- 1 知事管理漁獲可能量
法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分にそれぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
--------	-----------

福井県沿岸漁業	現行水準
---------	------

- 第2 まいわし対馬暖流系群
- 1 知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県沿岸漁業	現行水準

福井県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により越前地域森林計画を樹立し、同条第5項の規定により若狭地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画書および変更計画書は、福井県庁および次に掲げる場所に備え置き、公衆の縦覧に供する。

令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 越前地域森林計画書
福井市役所、あわら市役所、坂井市役所、大野市役所、勝山市役所、越前市役所、鯖江市役所、永平寺町役場、池田町役場、南越前町役場、越前町役場および福井県の各農林総合事務所
- 2 若狭地域森林計画変更計画書
敦賀市役所、小浜市役所、美浜町役場、高浜町役場、おおい町役場、若狭町役場ならびに福井県嶺南振興局林業水産部および二州農林部

福井県告示第10号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
小浜市栗田34号扇谷1から17まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施設要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第11号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林予定森林の所在場所

小浜市門前13号下拾尋谷100の1、69号宇津屋谷1、2、490の1から490の7まで、490の25

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第12号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

1 解除予定保安林の所在場所

今立郡池田町大本113字西谷7の3(国有林)・7の4(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

図 扣

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

2工区

大野市七板37字森ノ上8番、9番1、9番2、10番1、10番2、11番1、11番2、11番3、11番4、11番5、11番6、11番7、11番8、12番1、12番2、13番、14番1、14番2の一部、20番、21番、22番の一部、23番の一部、24番および25番の一部、38字清水町9番、10番、11番、12番1、13番、14番、15番、16番の一部、29番、30番、31番、32番、33番の一部、34番の一部および35番の一部ならびに39字御所岩13番、14番、15番、16番、20番の一部、21番の一部、22番1の一部、22番2の一部、23番1の一部、23番2の一部、24番の一部、35番、36番、37番の一部、38番の一部、39番の一部および41番の一部

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

大野市天神町1番1号

大野市土地開発公社

理事長 田中 雄一郎

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月10日

令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

大野市蔵生137字段子3番1、3番2、5番1、6番1、7番1、7番2、7番3、7番4、7番5、7番6、7番7、8番1、9番1、9番2、9番3、9番4、11番の一部、12番1の一部、13番1、13番3の一部、14番1、15番1、15番2、15番3、16番1、18番、19番、20番、21番1、22番1、23番、24番1、24番2、25番1、25番2、25番3、25番4、25番5、28番の一部、29番の一部、31番の一部、32番の一部および35番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

大野市天神町1番1号
大野市長 石山 志保

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月12日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る物品の名称および数量

新型コロナウイルス感染症対策福祉施設備蓄用衛生・防護用品の購入（長寿福祉課）
防護服一式（アソシエーションガウン 8,700枚、ヘアークヤッツ 8,700枚、サージカルマスク 8,700枚、フェイスシールド 8,700枚）
グローブ 71,700双

消毒液 1,800リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県健康福祉部長寿福祉課
福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日

令和2年12月23日

4 落札者の名称および住所

セントラルメディアイカル株式会社 福井支店
福井県福井市和田東2丁目1518

5 落札金額

4,463,350円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年一月十二日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第一号

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(福井県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(舎監) 第三十条 (略) 2・3 (略) 4 特別支援学校に置く舎監は、当該学校の教諭をもつて充てる。</p>	<p>(舎監) 第三十条 (略) 2・3 (略) 4 舎監は、当該学校の教諭または講師をもつて充てる。</p>
<p>(福井県立学校の管理運営に関する規則の一部改正) 第二条 福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>(福井県立学校の管理運営に関する規則の一部改正) 第二条 福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
<p>(職員等) 第二十二条 (略) 2 (略) 3 第一項に規定する職のうち、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、寮務主任、図書主任、学校カウンセラーおよび司書教諭ならびに特別支援学校に置く舎監は当該学校の教諭の中から、保健主事は当該学校の教諭または養護教諭の中から、校長が命ずる。</p>	<p>(職員等) 第二十二条 (略) 2 (略) 3 第一項に規定する職のうち、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、寮務主任、図書主任、学校カウンセラーおよび司書教諭ならびに舎監は当該学校の教諭(高等学校に置く舎監にあつては、講師を含む。)の中から、保健主事は当該学校の教諭または養護教諭の中から、校長が命ずる。</p>

附則

この規則は、令和三年二月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和2年11月10日	フンチーム若狭	吉田 延昭	立井 隆一	三方上中郡若狭町鳥浜128-5-1
令和2年11月16日	ふじの利和後援会	藤野 利和	榑谷 榑一	丹生郡越前町梅浦61-59
令和2年12月1日	福井県介護福祉政治連盟	皆川 恭英	滝波 正興	福井市和田中町東沖田30-1
令和2年12月16日	あおやぎ良彦後援会	孝久 幸一	久保 福治	丹生郡越前町西田中9-25-1

福井県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和2年4月1日	日本共産党嶺南地区委員会	上原 修一	会計責任者 木嵜 精二	北原 武道	
令和2年9月30日	自由民主党今庄支部	秋田 重敏	主たる事務所 の所在地	南条郡南越前町台波 75-34	

令和2年 11月30日	田村やすお後援会	渡辺 幸雄	会計責任者	高橋 昭一郎	田村 光雄
令和2年 12月6日	熊谷勲信後援会	松村 弘行	代表者	松村 弘行	田辺 喜代春
			代表者	秋田 重敏	高谷 皓之

福井県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和2年11月30日	康友会	奥田 裕康
令和2年11月30日	桜町やすお会	谷口 良治
令和2年11月30日	鯖江を元気にする会	酒井 活雄
令和2年11月30日	自由民主党福井県鯖江市第四支部	田村 康夫
令和2年11月30日	たきなみ宏文鯖江市後援会	牧野 百男
令和2年11月30日	豊友会	川地 信夫

福井県選挙管理委員会告示第4号

越前町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定に係る事項の異動の通知があったので、次のとおり告示する。

令和3年1月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動 年月日	施設の名称	異動事項	異動内容	
			新	旧
令和2年 12月1日	旧山中児童館	施設の名称	旧山中児童館	山中児童館